

教育プラザ都留条例をここに公布する。

令和5年12月25日

都留市長 堀内 富久

都留市条例第18号

教育プラザ都留条例

(設置)

第1条 市民の自発的で多様な学び及び交流を促進し、並びに自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するとともに、その成果を活用して地域のまちづくり及び福祉の増進に資する諸活動の場を提供することにより、教育の振興を図るとともに、心豊かな市民の暮らしを実現するため、教育プラザ都留を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 教育プラザ都留

位置 都留市中央三丁目9番3号

(施設)

第3条 教育プラザ都留に次の施設を置く。

(1) 本館

ア レクリエーション室

イ 茶華道室

ウ 大研修室

エ 小研修室

(2) 別館

ア 展示ホール

イ 第1研修室

ウ 第2研修室

エ 第3研修室

オ 第4研修室

(3) 桃林軒

(管理)

第4条 教育プラザ都留は、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(行為の制限等)

第5条 教育プラザ都留に入館する者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある行為
- (2) 教育プラザ都留の施設又は備品(以下「施設等」という。)をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可なく物品等を販売し、又は広告宣伝をする行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育プラザ都留の管理上支障があると認められる行為

(開館時間)

第6条 教育プラザ都留の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、管理上特に支障があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 教育プラザ都留の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
- (2) 休日の翌日(その日が日曜日又は休日である場合を除く。)
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、管理上特に支障があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第8条 施設等を講習会、講演会、展示会、集会、交流会、発表会その他自らの活動に利用しようとする者は、申請により教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか教育プラザ都留の管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による利用の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用条件に違反したとき。
- (2) この条例に違反し、又は教育委員会の指示に従わなかったとき。
- (3) 災害その他の事故により、特に必要があると認めるとき。
- (4) 緊急を要する工事その他の事情により、特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体が利用する場合は、後納することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要があると認めるときは、施設等の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止等)

第13条 利用者は、利用の権利を譲り渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 活動利用者は、利用を終了したときは、利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

2 前項の規定は、第 9 条の規定により利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第 15 条 入館者又は利用者は、施設等に損害を与えた場合は、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(教育委員会規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(都留市ふるさと会館条例の廃止)

2 都留市ふるさと会館条例(平成 3 年都留市条例第 9 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行後の施設等の利用に係る施行前の手続及び処分については、この相当規定によりなされた手続又は処分とみなす。

別表(第 10 条関係)

使用料

施設名		1 時間当たりの使用料
本館	レクリエーション室(2 階)	880 円
	茶華道室(2 階)	550 円
	大研修室(3 階)	1,100 円
	小研修室(3 階)	440 円
別館	展示ホール(2 階)	880 円
	第 1 研修室(3 階)	220 円
	第 2 研修室(3 階)	220 円
	第 3 研修室(3 階)	330 円

	第 4 研修室(3 階)	220 円
桃林軒		330 円

備考

- 1 その利用時間に 1 時間未満の端数がある時は、1 時間分の使用料とする。
- 2 営利を主たる目的として利用するときは、定められた額に 2 を乗じて得た額とする。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復の時間も含むものとする。
- 4 利用時間を超過した場合は、超過した時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき定められた額を追加で徴収する。